

○企画財政部長（生子国利君）先ほどの御質問に対して御答弁申し上げるわけですが、その前に、実は私の方で説明申し上げまして金額の点でちよつと違つてゐる点がございますので御訂正をお願いしたいと思います。

実は一〇ページの關係で第八小学校建設基金でございますが、今回一億三千万円積み立てまして総額八億二千四百五十八万四千六百三十七円が基金の積み立て計画となります。したがつて、五十六年度当初予算では一億三千八百八十二万五千円用意しておりますので、合計いたしますと九億六千三百万円ほどになります。へしたがつて、用地の買い取る金額が違つております。これは十五億五千二百四万四円が正しいので、一億五千万円と説明したそつでございしますが、私の間違ひでございしました。深くおわび申し上げ、御訂正をお願いいたします。」

○企画財政課長（岩崎好亮君）振興交付金と調整交付金の財源と私の方の歳出の財源の集計の問題で質問がございました。私も先ほど質問の金額等を調べまして、ページ数で七ページの塵芥処理費のところの一般財源、△がついてございます。さらに次の欄の道路新設改良費ハ

百三十万円というふうなことで、貫井議員の方で集計をしていただいて、その数値がちよつと違ふのではないかという御質問でございました。

私もで見たところが△のところだけの集計でございまして、九ページの小学校の学校整備費が△二千二百四十万円、ただし一般財源を含めているところも振りかえの關係もありふえているところもございまして、九ページの五百九十九万七千円がふえております。その分を中学校の五百九十九万七千円に振りかえられたということでございまして、その差が出たものではないかと思ひます。私も集計ですと振興交付金と調整交付金の一般財源のところを集計しますと七十七万三千六百六十円になりました。御質問のことで学校整備費のところの集計が私も違つたのではないかと思ひます。

○十八番（東田正治君）九ページと五ページの市町村振興交付金の説明のところを聞き漏らしたと思つておりますけれども、もう一度確かめる意味でお聞きしたいのですが、五ページの市町村振興交付金六千六百六十万円の内訳の中で、九ページの小学校の学校整備費の財源振りかえとなつてお

りますが、この中の内容のことでちよつとお尋ねしたいのですが、これは第一小学校の体育館の交付金に対する調定額が決まってきたと、そういう点で交付になったんだということはないのかどうか、それらが含まれているのか。

第一点はそれをお願いいたします。

○企画財政課長（岩崎好亮君）先ほどの九ページの学校整備費の国都支出金一千六百四十万円と、五ページの振興交付金の六千六百六十万円の関係でございしますが、確かに一千六百四十万円は六十百万円の中に入っております。これは何の事業費にいただいたかという二段目の御質問でございますが、私の方では義務教育の防災事業という関係で中学校の階段区画等で一中の第三期工事の事業で階段区画等へ充てたいということになっております。失礼いたしました。一中の学校整備のところの一千六百四十万円で、一中の施設で統事業に対して国の補助金、さらに地方債を引いた額、その残が四十三百万円ほどございまして、その……（「小学校の整備費」と呼ぶ者あり）間違えました。小学校の二十四百万四十万円の振興交付金でございしますが、これは四小と五小のサッシの事業に対して補助金をいただきたい

たということでございます。

○十八番（東田正治君）ちよつと間違がないかもしれませんが、第一小学校の体育館のことについてお尋ねしたいのですが、先日相当雨が降っていたと思いますが、その日にコンクリートを打っていたと思います。大体常識として雨があれだけ降っているのにコンクリートを打つことは考えられないのですが、あの日の雨量がどのくらいあったのか。それで流れたコンクリートがどのくらい見積もられているのか。建物はどのくらいのものが乗るのか全部整理ができていますか、流れたコンクリートによってその建物の耐用年数はだいじょうぶなのか。その点積算されていたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（小林菊三君）暫時休憩いたします。

午前十一時九分 休憩

午前十一時四十二分 開議

○議長（小林菊三君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（八木房雄君）自席からお答えさせていただきます。

第一小学校の講堂のコンクリートの打ち込みでございますが、五月七日でございまして午前七時三十分から午後四時三十分までコンクリートを打ち込んだわけでございまして、当日の降雨量は、時間別に申し上げますと十時から十一時、〇・五ミリ、十一時から十二時、〇・五ミリ、十二時から一時、一・五ミリ、一時から二時、一・〇ミリ、二時から三時、一・五ミリ、三時から四時、四ミリ、四時から五時までが七ミリということで、これは建設省の夕摩川上流事務所から調べてまいりました。使用コンクリートは三百立方メートルでございまして、その主だったところは立ち上がり部分と底位のスラブの部分でございまして、当日立ち上がり部分から打っていったわけでございまして、底位の部分が十四センチの厚さで打っておりまして、当日の降雨量の関係につきましていろいろと検討いたしました。二センチばかり当日よけいに打ってやったわけでございまして、設計事務所並びに教育委員会の庶務課長、係長とも立ち会っております。強度等についてもだいじょうぶかということで確認したところ、設計事務所においては大いじょうぶということとであります。いずれにしても、このコンクリートの強度は三百五十キロというコンクリート

を打ってございます。したがって、三百立方メートルのコンクリートはミキサ車約五十台で、一度打ち出したらやめられないのがコンクリートの打ち方でございまして、今後この問題につきましては、降雨量等や天候等を十分留意して打っていきたいと思います。なお、強度等につきましてはだいじょうぶという設計事務所からの話もございました。

○十八番（東田正治君） 大体わかりました。こういう点についてはそのないお答えですが、御承知のとおりテストピースで強度を出している。その中でセメント含有料の問題が強度にものすごく影響してくるわけです。いまのお答えでは確かに疑義はありません。ですが、それだけ注意しているんだったらどうして三時から四時にかけてこれだけの雨量があるのに——これは一時間当たりになっておりますが、一時的にすごい量が降っている。そういうときにどうしてシートをかぶせるような指導をしなかったのか。そこまで考えられればコンクリートを打っておられるのだたら、その辺まで考えていいのではないかと思うのです。その辺もう一度市の姿勢をお聞きします。

○教育長（森田 猛君） 今回の構堂のコンクリートの打ち込みについてはいろ

いろいろ心配をおかけいたしましたわけですが、今後私もいたしましたし、も十二分に注意して工事をやっていきたいと思っております。なお、強度等の検査につきましては、規定にしたがいましてやっていき、たいと考えております。

○十八番（東田正治君）では関連して御要望申し上げます。

いままでに建設関係のことについては、私もいろいろな話を聞いております。今後こういう問題が起こらないように、またそれにまつわる話が市の職員の方がいろいろなうわさ話が広まることのないように、厳に注意をしておきます。

○議長（小林菊三君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）御異議なしと認めます。よって報告第二号は原案のとおり承認いたしました。

○議長（小林菊三君）日程第五報告第三号専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第八号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君）御指名によりまして報告第三号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本議案は、昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算第八号を地方自治法第百七十九号第一項の規定により専決処分をいたしましたもので、同条第三項の規定により報告し、その承認を求めらるものでございます。

本予算の補正内容でございますが、先ほど一般会計補正予算で説明申し上げましたとおり、本予算に二百八十万円の一般会計からの繰り入れをしたものでございます。下水道会計で予定をしていた流域下水道事業

債が、そのために二百八十万円が減額となりましたので、その補正をしたものでございます。この起債額の変更は、都の指導によりまして三月定例会において四百十十万円の許可が来るということで補正をお願いしてあったわけです。そして議決をいただいた後、その内容の変更によりまして二百八十万円分が一般会計繰出分として起債が決まっておりますので、さうへ振りかえましたので減額になったというものでございます。次に内容でございますが、繰入金として一般会計より二百八十万円を繰り入れたものでございます。

市債におきましては、先ほど説明申し上げた理由によりまして二百八十万円を減額補正したものでございます。

歳出におきましては流域下水道事業債の財源内訳の変更で地方債を二百八十万円減額いたしましたして、一般会計からの繰入金により一般財源として二百八十万円を補正いたしましたものでございます。

地方債の補正でございますが、先ほど説明申し上げましたような理由で限度額を四千百十万円を三千八百三十万円に変更いたしましたものでございます。

以上、雑駁でございますが、慎重審議をいただきまして御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）御異議なしと認めます。よって報告第三号は原案のとおり承認いたしました。

○議長（小林菊三君）この際、日程第六及び日程第七の二案を一括して上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よ、日程第六及び日程第七の二案は一括して上程することに決定いたしました。

日程第六議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第七議案第三十七号 福生市都市計画税条例の一部を改正する

条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第三十六号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例並びに議案第三十七号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本二議案につきましては、去る三月三十一日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、それに伴い福生市税賦課徴収条例並びに福生市都

市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございますが、このうち特に住民の負担を求めるものについて四月一日から適用されるものは専決処分をとらせていただきましたが、その他の改正部分につきましてここで提案申し上げます次第でございます。

その内容について御説明申し上げます。

福生市税賦課徴収条例につきまして御説明申し上げます。

第二十四条第二項中、十九万八千円を二十三万円に改めようとするもので、これは個人市民税の非課税の範囲を定めたもので、本項は均等割りを課さないものの規定で、いままで生活保護法の二級地であった関係で前年中の所得金額が十九万八千円でありましたものを、今回、その指定地が一級地と相なった関係で二十三万円と改めようとするものでございます。対象としては百七十一名で、金額として十七万一千円の減額になると予想しております。

次に第三十三条の六中、百分の十四五を百分の十四五・七に改めようとするもので、今回法人税率の引き上げに伴い、法人税割りの率が都道府県の〇・二分が

市町村の税率に配分されたため改めようとするものでございます。

第三十六条の六の二第一項中、十四・五分の二、四を十四・七分の二、四に改める。これは資本金等が一億円以下及び法人税割りの課税標準となる法人税額が四百万円未満の場合は従来十四・五分の二、四でしたが、それを十四・七分の二、四に改めようとするものでございます。

第四十八条第五項中の保留地にかかる第一項を、保留地にかかる同項に、及び第百十二条第一項中、以下本節において土地の所有者等というにつきましては、条文の整理でございます。この率の改正に伴いまして大体増収として見込んでおりますのが一千百二十六万円程度になるのではないかと推定しております。

次に第百十八条第二号中、百分の三を百分の四に改めるもので、特別土地保有税は、都市計画区域の中では五十平方メートル以上に課税されるわけですが、それを取得了した場合、取得価格の百分の三の税率で特別土地保有税を課します。その際、不動産取得税額を控除いたしますが、その不動産取得税の税率が七月一日以降百分の三から百分の四に改正され

るため本条を改めようとするものでございます。

第百二十条第二項中、次条を第百二十一条に改めようとするものは、条文の整理でございます。

次に附則第七条の二につきましては、昭和五十五年四月二十二日にたばこの値上げがされ、その値上げに伴いまして売上本数の減少が見込まれたため、五十五年四月から五十六年二月までの売渡本数に対して、一本当たり一・〇四〇の本数を補正しておりましたが、本年度はその補正がなくなったためにこの条を削るものでございます。これにつきまして二百万円程度の増収が見込まれております。

次いで附則第一条、施行期日でございますが、公布の日から施行するほか、第三十三条の六及び第三十三条の六の二の法人税割りの率の改正規定、それに伴う附則第二条第二項、第三項の経過措置規定は八月一日から、第百十八条第二号の特別土地保有税の税額改正と、附則第三条の経過措置は七月一日から施行しようとするものでございます。

第二条、市民税に関する経過措置は、第一項として、個人の市民税の

均等割りの改正規定を五十六年度分から適用するものであり、第二項で法人税割りの改正規定は八月一日以降終了する事業年度に適用し、それ以前に終了した事業年度にかかるものについては従前どおりとするものでございます。

第三項につきましては八月一日以降終了する事業年度の申告書の提出期限が同日前である場合は、なお従前どおりとする。

第三条につきましては、不動産取得税の税率改正が七月一日から施行されるに伴い、七月一日以降の取得分から適用するということでございます。以上が議案第三十六条でございますが、引き続きまして議案第三十七号につきまして御説明申し上げます。

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、その内容につきまして御説明申し上げます。附則第七項中、第十二項を第二十項に改めるもので、地方税法附則第十五条第二項は、野菜供給安定基金の大規模野菜低温貯蔵庫に対する軽減措置規定でございますが、今回この規定がなくなり、新たに二十項として都道府県卸売市場整

備計画に基づき、政府の補助によりまして保管所、積込所、強制送風機、冷却装置等を設置した卸売市場の施設等に対する軽減特別措置が定められたためこのように改めるものでございます。当市においてはいまのところそのような施設もございませんが、一応税法の改正に伴い改正しておくものでございます。

附則といたしましては、公布の日から施行し、第二項で昭和五十六年度分から適用するものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第三十六号並びに三十七号の提案理由並びに説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○四番（高水惣八君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号及び議案第三十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本二案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）御異議なしと認めます。よって議案第三十六号及び議案第三十七号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小林菊三君）日程第八議案第三十八号庁舎暖冷房設備工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君）御指名をいただきましたので、議案第三十八号庁舎暖冷房設備工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

庁舎の冷房設備につきましては、数年前から話題となっていたところでしたが、本年度当初予算におきまして御承認いただきまして、即刻設計を委託いたしました。五月二日に入札を行い落札を見ましたので、庁舎暖冷房設備工事につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、当該契約に対して議会の御議決をいただくべく御提案申し上げた次第でございます。

工事該要といたしましては、熱源を現在暖房設備として利用しております重油をそのまま使用すること、それから冷温水発生器を地下に設備いたしました。夏期には冷水、冬期には温水をそれぞれ発生させまして、これを御案内のとおり当庁舎は冷房が予定されておりませんで、天

井が幅がないということで通常行っておりますようなダクト方式がとれませんので、この冷水あるいは温水を配水管に通しまして個々のファンコイルユニットに供給しまして、そこで冷温水による冷暖房を行うものでございまして、省エネを図るために随所に手元スイッチを設けまして、部分的な温度調整及び換気を可能にしているものでございます。それで快適な作業空間の確保を目指しております。なお、議場におきましては換気の関連で従来設備がございしますが、出力が大きいということで、御案内のとおり使用できません。今回、この機会にその換気設備も使用できるよう改善をしていきたいと考えております。

主たる機器といたしましては、冷温水発生器を一基、それからファンコイルユニットが八十七台、冷却塔一基、冷温水の送水のための配水管、太さが内径百二十五ミリから先へ行って十五ミリという管を、全延長約一千八百メートル施す予定になっております。

なお、工事は執務中はできませんものですから、平日の夜間と土曜日の午後、日曜、祝日を利用して実施することになるわけでございます。

それでは議案により内容について若干御説明させていただきます。

契約の目的は庁舎の暖冷房設備工事でございます。契約の方法は

指名競争入札によります。契約でございます。なお、指名及び入札の結果

につきましては別添資料のとおりでございます。このような内容になっており

ます。それから、なお本件の工事は設備工事でございますので、設計金額

が五千万円を超えておりますので、受注機会の増大、こういうものに対する取

扱要綱に基づきましてJ-V方式をとっております。次に契約の金額でござ

いますけれども、一億二百四十万円となっております。工期は契約の確定の日

から昭和五十六年八月十五日までとなっております。したがしまして、ことしの

冷房につきましては若干時期が一番暑いときに間に合いませんが、できるだ

け少しでも活用できるよう努力していきたいと考えております。契約の相

手方が東京都千代田区丸の内三丁目三番地一、一エ、日空建設共同企業体

でございます。代表者が東京都千代田区丸の内三丁目三番地一、第一工業

株式会社、代表取締役篠原英幸と、東京都立川市柏町二丁目十六

番地四、日本空衛熱学工業株式会社、代表取締役内藤祐輔でございます。